平成２４年（フ）第１８２２号
長野県松本市出川３丁目２番41号　第２ハイツコトブキ101
債務者　二階堂　努
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８２３号
岡山市北区津高710番地１　サンロード津高203号
債務者　二階堂恒則
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８２４号
名古屋市北区西味鋺４丁目206番地　タウニィ中田103号
債務者　升岡　義一
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５００号
川崎市麻生区早野596番地２
破産者　株式会社陶永商事
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４６１号
大阪府松原市南新町１丁目１番４号
破産者　株式会社オートコンプリート
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９８号
福岡市中央区大名２丁目２番50号
破産者　株式会社ＨｙａＫＫａ
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１００８号
福岡県糸島市神在128番地20、商業登記簿上の本店所在地福岡市南区和田２丁目15番10号
破産者　有限会社横尾建設
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０３７号
福岡県朝倉市一木32番地の１
破産者　信光社印刷有限会社
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３４０号
札幌市清田区北野３条３丁目19番４号
破産者　株式会社永住建設
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４５号
栃木県日光市今市368番地　メゾン今市Ｂ―204、前住所栃木県日光市今市388番地１
破産者　小西　晴夫
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８０号
栃木県河内郡上三川町天神町20番地９、前住所栃木県下野市花の木３丁目５番16号
破産者　小林　国男
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６３号
栃木県鹿沼市加園624番地
破産者　山田　純男
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０４号
栃木県栃木市片柳町１丁目15番８号
破産者　有限会社新和企画工事
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０５号
栃木県宇都宮市五代１丁目10番３号　ロワジールＡ202、前住所栃木県栃木市片柳町１丁目15番８号
破産者　成年被後見人　熊倉　　保
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１３号
栃木県大田原市前田42番地
破産者　安藤　　孝
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９３号
栃木県宇都宮市睦町４番12号　チサンマンション中央公園210号室
破産者　株式会社アクアサービス
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９４号
栃木県宇都宮市睦町４番12号　チサンマンション中央公園210号室
破産者　足立　重仁
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２６号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3968番地58
破産者　渡邉　節子
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４２号
埼玉県八潮市大字浮塚240番地１
破産者　株式会社創英
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
静岡県三島市徳倉936番地の１ツリーベル301
破産者　株式会社ＴＲＩＡＬ
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係